

(二) 道路、公園又は船車發着場に於て勧誘をなすこと  
(諮問案第十二條)

四、應募者の責に歸すべからざる事由に依り雇傭契約成立せず又は就業前に解雇せられたる場合に於ては應募者の歸郷旅費を支給し其の他歸郷に必要な措置を採るべき旨を規定すること

而して右の場合に諮問案十六條別記事項の外左の各項を加ふること

(一) 募集主に於て應募者に対し身体検査を施行したる結果採用せざるべき

(二) 募集主に於て應募者に就き考試の結果採用せざるべき

(三) 募集主の都合に依り採用せざるとき(諮問案第六條)

第十三項 労働争議調停法案に關する修正意見書

第五に、大正十四年二月二十三日には「労働争議調停法案に對する修正意見書」を提出した。政府より第五十一議會に提案せらるべき労働争議調停法案に就き大正十四年二月十二日内務省より非公式に本會に對してその意見を徴せられたので、二月二十三日次の如き三箇條より成る修正意見書を提出し、併せて本法の運用を完からしめんが爲に「労働組合を公認し其健全なる發達を期せられんことを要望した。

労働争議調停法案に對する修正意見書